

平成 28 年

赤平市議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

2 月 9 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会

午前 10 時 31 分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 60 号 専決処分の承認
を求めることについて（赤平市税
条例の一部を改正する条例の一部
改正について）
- 日程第 5 議案第 61 号 赤平市特別職の
給与に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 6 議案第 62 号 赤平市職員の給
与に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 7 議案第 63 号 平成 27 年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 64 号 平成 27 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算
- 日程第 9 議案第 65 号 平成 27 年度赤
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 66 号 平成 27 年度赤
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 67 号 平成 27 年度赤
平市水道事業会計補正予算

を求めることについて（赤平市税
条例の一部を改正する条例の一部
改正について）

- 日程第 5 議案第 61 号 赤平市特別職の
給与に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 6 議案第 62 号 赤平市職員の給
与に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 7 議案第 63 号 平成 27 年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 64 号 平成 27 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算
- 日程第 9 議案第 65 号 平成 27 年度赤
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 66 号 平成 27 年度赤
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 67 号 平成 27 年度赤
平市水道事業会計補正予算

○出席議員 10 名

- 1 番 木 村 恵 君
- 2 番 五十嵐 美 知 君
- 3 番 植 村 真 美 君
- 4 番 竹 村 恵 一 君
- 5 番 若 山 武 信 君
- 6 番 向 井 義 擴 君
- 7 番 伊 藤 新 一 君
- 8 番 獅 畑 輝 明 君
- 9 番 御家瀬 遵 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 60 号 専決処分の承認

10番	北 市	勲 君	〃	総務議事 担当主幹	野 呂 律 子 君
〇欠席議員	0名		〃	総務議事 係 長	安 原 敬 二 君

〇説 明 員

市 長	菊 島 美 孝 君
教育委員会委員長	山 田 和 裕 君
監 査 委 員	早 坂 忠 一 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	田 村 元 一 君
副 市 長	伊 藤 嘉 悦 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企画財政課長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市民生活課長	野 呂 道 洋 君
社会福祉課長	永 川 郁 郎 君
介護健康推進課長	斉 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	林 伸 樹 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上下水道課長	杉 本 悌 志 君
会計管理者	中 西 智 彦 君
あかびら市立病院 事 務 長	實 吉 俊 介 君
教 育 委 員 会	教 育 長 多 田 豊 君
〃	学校教育 課 長 相 原 弘 幸 君
〃	社会教育 課 長 蒲 原 英 二 君
監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

〇本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
-------------	-----------

(午前10時00分 開 会)

○議長（北市勲君） これより、平成28年赤平市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番向井議員、8番獅畑議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（北市勲君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は8件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第60号専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課

長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第60号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議会におきまして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定による社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告書等の記載事項につきまして所要の改正を行わせていただいたところでございますが、平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえまして改めるとして、平成27年12月18日付で総務省自治税務局長通知がございましたことから赤平市税条例の一部を改正する条例の改正が必要となり、平成27年12月24日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第51条は、市民税の減免につきまして規定してございますが、マイナンバー法の施行に伴い個人番号や法人番号の追加から号の追加をしてございましたが、個人番号は用いないこととするため改めるものでございます。

第139条の3は、特別土地保有税の減免につきまして規定してございますが、マイナンバー法の施行に伴いまして個人番号や法人番号の追加から字句の改正を行ってございましたが、同様に個人番号は用いないこととするため改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から

施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第60号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第5 議案第61号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第6 議案第62号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第61号及び議案第62号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

人事院は、昨年8月6日、国会及び内閣に対しま

して国家公務員の給与について勧告いたしました。

この勧告を受けまして、政府は勧告どおり実施することを12月4日閣議決定いたしまして、第190国会に給与法案を提出し、本案は可決されまして、1月26日に公布されたところでございます。

今回の給与勧告のポイントといたしましては、民間給与との較差等に基づく給与改定などございますが、平成27年4月1日より俸給表は平均0.4%の改定とし、さらにボーナスも民間の支給割合に見合うよう引き上げ、4.10月分から4.20月分として引き上げることなどとしてございます。今般このほか地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律によりまして地方公務員法が改正されてございまして、第25条第3項におきまして地方公共団体の職員の給与に関する条例には給料表等のほか新たに等級別基準職務表を規定するものとされましたことなどもございまして、今般赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。

初めに、議案第61号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係でございますが、第6条第3項の規定につきましては、期末手当の規定でございますが、本年度既に6月に1.975月分支給してございすることから、人事院勧告に準じ4.2月分とするため12月分で調整し、12月に支給する場合の支給率100分の212.5を100分の222.5とするため字句を改めるものでございます。

なお、この第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がございすることから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されることとなるものでございます。

第2条につきましては、第1条で第6条第3項の規定につきまして改正をしたところでございますが、期末手当の6月支給分を2.025月に、12月支給分

を2.175月とするため、それぞれ字句を改めるものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものといたしまして施行期日を定めたものでございます。

附則第2項につきましては、期末手当の内払いについて定めたものでございます。

続きまして、議案第62号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の1ページ及び2ページをご参照願います。第1条関係でございますが、第4条第7項につきましては、55歳を超える職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては57歳を超える職員に関する昇給の号給数を規定してございますが、医療職給料表（1）の適用を受ける職員については抑制対象としないこととするため、字句を改正するものでございます。

第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率について規定してございますが、本年度既に6月分を支給してございますことから、人事院勧告に準じまして12月支給分を職員につきましては100分の85に、管理職につきましては100分の105に、再任用職員につきましては100分の40に改定するため、それぞれ字句を改めるものでございます。

別表第1につきましては、人事院勧告に準じ、行政職の給料表の改定を行うものでございます。

別表第2につきましては、医療職の給料表でございますが、医療職給料表（1）については医師、歯科医師に適用する給料表となつてございますが、これまで2級については109号給、3級については113号給まで規定してございましたが、それぞれ172号給、128号給まで規定することとして改めることといたしまして、医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）につきましては、行政職同様に人事院勧告に準じて改正するものでございます。

参考資料の3ページ及び4ページをご参照願いま

す。第2条関係でございますが、第3条につきましては給料表について定めてございますが、これまで赤平市職員の給与に関する条例施行規則で職務分類表として定めてございましたが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により級別基準職務表の規定を条例で定めることとされたことから、項を改めるものでございます。

第4条につきましては、昇給の基準につきまして定めてございますが、級別基準職務表の規定の追加に伴い改正するものでございます。

第15条の4第6項は、期末手当の一時差し止め処分に関する規定でございますが、行政不服審査法の改正に伴い字句を改めるものでございます。

第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の規定で、第1条関係で改正したところでございますが、平成28年4月より勤勉手当の支給率について職員につきましては100分の80に、管理職につきましては100分の100に、再任用職員につきましては100分の37.5にそれぞれ改めるものでございます。

別表第3及び別表第4につきましては、先ほど第3条の改正規定でご説明申し上げましたが、級別基準職務表を追加したものでございます。

附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては平成28年4月1日から施行することとし、第1条については平成27年4月1日から適用すると定めたものでございまして、附則第2条につきましては給与の内払いについて定めたものでございます。

以上、議案第61号及び議案第62号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

す議案第61号、第62号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、第62号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第61号、第62号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第63号平成27年度赤平市一般会計補正予算、日程第8 議案第64号平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第9 議案第65号平成27年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第10 議案第66号平成27年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第11 議案第67号平成27年度赤平市水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 〔登壇〕 議案第63号平成27年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6,406万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として248万6,000円の減額であります。給与改正に伴う人件費予算は増額となりますが、特別会計繰出金の減額によって歳入超過額を調整するものであります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目4道路新設改良費として4万5,000円の増額、同じく目6橋りょう改良費として5万9,000円の増額となります。このたびの給与改正に伴い事業支弁となる職員1名ずつの勤勉手当等を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費として22万3,000円の増額につきましても、給与改正による事業支弁となる職員3名分の勤勉手当等であります。

10ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目2後期高齢者医療特別会計繰出金として284万3,000円の減額であります。後期高齢者医療特別会計において平成26年度決算に伴う剰余金を全額計上したことによるものであります。

同じく目7介護保険特別会計繰出金として3万円の増額であります。給与改正に伴う人件費であります。

次に、議案第64号平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,435万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。
4ページをお願いいたします。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として284万3,000円の減額であります、このたびの補正による歳入超過額を調整するものであります。

款3繰越金として291万9,000円の増額であります、平成26年度決算による剰余金全額を計上するものであります。

次に、歳出であります、6ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として7万6,000円の増額であります、給与改正による職員1名分の勤勉手当等であります。

次に、議案第65号平成27年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億545万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。
3ページをお願いいたします。歳出であります、款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1一般管理費として4万5,000円の増額であります、給与改正による職員1名分の勤勉手当であります。

同じく目2公共下水道事業費として4万5,000円の減額であります、給与改正による職員1名分の給料及び職員2名分の勤勉手当等を増額し、工事請負費として執行残を減額するものであります。

次に、議案第66号平成27年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の介護保険特別会計補正予算

（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,912万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。
4ページをお願いいたします。歳入であります、款2国庫支出金として6万2,000円、款3道支出金として3万円、款4支払基金交付金として3万1,000円、款5繰入金として7万4,000円の増額であります、全て給与改正による財源調整であります。

次に、歳出であります、6ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費につきましては、給与改正による増額補正に伴い保険料の充当財源が減少したため介護給付費準備基金繰入金を増額し、財源補正を行うものであります。

8ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費として4万3,000円、同じく目2一次予防事業費として6万6,000円の増額であります、給与改正による職員1名ずつの勤勉手当等を増額するものであります。

10ページをお願いいたします。同じく項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費として8万8,000円の増額であります、給与改正による職員2名の勤勉手当等を増額するものであります。

次に、議案第67号平成27年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成27年度赤平市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成27年度赤平市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出といたしまして第1款水道事業費用の補正予定額13万4,000円を増額し、3億3,508万7,000円といたします。

第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予算額13万4,000円を増額し、3,206万2,000円といたします。

2ページをお願いいたします。予算実施計画の収益的支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費として8万8,000円の増額であります。給与改正による職員1名分の給料と2名分の勤勉手当等であります。

同じく目3総係費として4万6,000円の増額であります。給与改正による職員2名分の勤勉手当等であります。

3ページは予定キャッシュフロー計算書、4ページから5ページは給与費明細書、6ページからは予定貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

なお、このたびの補正予算によって給与改正に伴う予算増額を行っていない科目や会計につきましては、現行予算の範囲内での執行が可能ということになりますが、全ての会計における影響額は約1,400万円となります。

以上、議案第63号から議案第67号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号、第64号、第65号、第66号、第67号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、第64号、第65号、第66号、第67号については、委員会の付託を省略することに

決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第63号、第64号、第65号、第66号、第67号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年赤平市議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時31分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)